

保険診療および保険適用外診療に関する説明書

医療機関名：堺市立総合医療センター

所在地：堺市西区家原寺町1丁目1番1号

当院における健康保険法等に基づく「保険診療」と「保険適用外診療（自費診療）」について、以下のとおり説明いたします。

1. 保険診療について

保険診療とは、健康保険法等に基づき、厚生労働省が定める診療報酬点数表に従い実施される診療です。

保険証の提示により、自己負担割合に応じた費用をご負担いただきます。

保険診療として受診しても審査支払機関より保険適用外の決定をされることがあり、その場合は、全額自己負担となることがあります。

2. 保険適用外診療について

以下の場合には、原則健康保険の適用対象外となり、全額自己負担（自費診療）となります。

- (1) 美容目的・予防目的など、疾病の治療を目的としない診療
- (2) 患者さんの希望に基づく特別な診療・検査・薬剤の使用
- (3) 厚生労働省により保険適用が認められていない医療行為
- (4) 先進医療・自由診療に該当するもの
- (5) その他、個別判断で当院が保険適用外と判断した診療

3. 保険診療と保険適用外診療の併用について

原則として、一連及び同一日の診療行為において保険診療と保険適用外診療を併用すること（いわゆる混合診療）は認められておりません。

ただし、制度上認められている場合（選定療養等）を除きます。

【保険適用外となる主な具体例】

以下のような場合には、健康保険は使用できず、全額自己負担（自費診療）となります。

① 美容・容姿改善を目的とした診療

- ・美容整形（例：二重手術、しみ・しわ取り等）
- ・医療上の必要性が認められないレーザー治療

② 予防・健康増進を目的とした診療

- ・健康診断、人間ドック
- ・予防接種（公費対象外のもの）
- ・疲労回復・体力増強目的の点滴・注射

③ 患者さんの希望による診療

- ・医学的必要性が低い検査の追加実施
- ・差額ベッド（特別療養環境室）利用
- ・希望による薬剤変更（保険適用外のもの）

④ 保険適用が認められていない医療行為

- ・未承認の医薬品・医療機器の使用
- ・自由診療・先進医療（※一部は例外あり）

⑤ 第三者行為・自己都合によるもの

- ・交通事故（加害者負担が原則）
- ・労働災害（労災保険適用）
- ・けんか・泥酔等による受傷（状況により制限あり）
- ・違法行為・故意による事故

⑥ 美容医療後の対応

- ・美容整形手術後の経過観察
- ・医学的必要性が認められない修正・再手術

※ただし、美容医療後であっても感染・出血等の合併症については、医学的必要性が認められる場合に限り、保険適用となることがあります。

⑦ その他

- ・正常な妊娠・分娩（異常がない場合）
- ・診断書・証明書等の文書料
- ・入院期間中の私的サービス（テレビカード等）